

平成23年7月27日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

島本町長 川口 裕

2011年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

盛夏の候 貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成23年5月31日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・需給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

【回答】

東日本大震災に対する本町の対応状況は、下記のとおりです。なお、東日本大震災での被災を理由とした生活保護申請・受給、介護保険申請・受給件数、また、避難者受け入れは、いずれも実績がありません。

長期間の職員派遣につきましては、職員の希望が第一に尊重されるべきだと考えます。加えまして派遣される職員の所属課での通常業務に支障が出ない範囲で支援・協力を行っていきたいと考えております。

月 日	内 容
3月11日（金） ～15日（火）	大阪府緊急消防援助隊として、消防本部から消火隊4名とポンプ車1台を岩手県上閉伊郡大槌町へ派遣
3月13日（日） ～20日（日）	3月11日に派遣した大阪府緊急消防援助隊の交代要員として、4名の消防職員を新たに岩手県上閉伊郡大槌町へ派遣

3月14日（月）	義援金を募るため、役場1階正面玄関・福祉保健課窓口・ふれあいセンター1階健康福祉事業室に募金箱を設置
3月16日（水）	定例庁議で町として義援金100万円を日本赤十字社大阪府支部島本町分区を通じて送ることを決定
3月17日（木）	募金箱の設置場所に人権文化センター、上下水道部庁舎、消防本部を追加
3月25日（金）	大阪府北部防災拠点へ救援物資（災害用非常食2,000食）を搬入
3月26日（土） ～31日（木）	大阪府職員と府内市町村職員で構成される派遣チームとして、岩手県陸前高田市に町職員1人を派遣
3月28日（月）	「東北地方太平洋沖地震に関する相談窓口」を総務部自治・防災課に設置
4月29日（金） ～5月6日（金）	（社）日本水道協会からの要請を受け、応急給水のため水道部職員2人を岩手県大船渡市へ派遣

（イ）住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

【回 答】

正規職員の採用については、平成17年に「島本町採用5カ年計画」を策定し、その後も年度末の勧奨退職や普通退職など突発的な退職が発生した際には、その都度見直しを行い、その時点に応じた計画的な採用に努めてきたところです。今後も、引き続き住民サービスの維持向上に向けた職員体制の構築を念頭に、計画的な職員採用に努めてまいります。

研修については、これまでから所属長が必要と認めた研修については、賃金支給対象であり、また出張旅費の対象としています。

（ウ）大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとでの受託はせず拒否すること。

【回 答】

大阪府からの権限移譲事務の受託につきましては、本町の人員体制の問題もありますが、住民サービスの向上に繋がるかなど総合的に判断し、決定してまいります。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、けんぽ協会保険料なみの払える保険料にすること。さらに保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を拡充すること。一部負担金減免を法律どおり実際に使える制度とし、要件は最低でも現在行われているモデル事業の内容とすること。いずれもいまある減免制度についてはホームページに掲載し、チラシ・パンフレットなどを

作成し住民に周知すること。

【回 答】

一般会計からの繰入を行い、国民健康保険の被保険者の保険料抑制を行うことにつきましては、他の保険制度に加入されている多くの住民の理解が得られないと考えおります。

また、条例減免につきましては、現在の条例、要綱等でご要望のあった方々に対し、ご理解の得られる対応ができるものと考えております。なお、減免制度につきましては、ホームページへ掲載し周知を図っております。

- ②資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取扱いとすること。

【回 答】

本町の資格証明証は、積極的に発行はいたしておりません。なお、現在、全庁的にすすめている滞納整理事務の一環として国民健康保険についても滞納処分を行う状況になるなら、今後は見直しを行わなくてはならないと考えております。また、短期保険証の高校生以下の方につきましては、留め置くことなく交付済みでございます。

- ③国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

【回 答】

島本町国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要綱第2条に基づき原則公開としております。また、委員の委嘱につきましては、公募までは至っておりませんが、被保険者を代表する委員につきましては、地域の自治会の推薦をいただいた方に委嘱させていただいております。

- ④特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回 答】

被保険者の疾病予防・早期発見という観点から、特定健診及び本町が実施いたしております、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸部がん検診等につきましては、従前から、国保加入者の方には負担金補助を行い、無料で実施いたしております。健診項目につきましては、島本町特定健診等実施計画策定検討会等での意見を基に決定させていただいており、追加項目につきましては、現在考えておりません。

- ⑤後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

【回 答】

広域連合として賦課決定された保険料につきまして、独自減免は考えておりません。短期保険証は、滞納者に対し、面談等の機会における納付相談・指導を通じて後期高齢者医療制度の理解を求めることにより、滞納保険料の収入を確保し、被保険者間の負担の公平を図ることを目的として、関係法令に基づき交付しております。

資格証明書については、発行しておりません。

- ⑥大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

【回 答】

広域化支援方針における目標収納率については、大阪府の累積赤字が800億超になった現在、一定理解できるが、もともと高い収納率である本町にとっては、さらなる向上は厳しいものであります。引き続き、本町の状況も踏まえ要望していきたいと考えております。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ①介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

【回 答】

介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しています。また、一般会計からの法定外の繰り入れは行っておりません。なお、本町の保険料率は低所得者に配慮した9段階としており、一定の負担軽減が図られているものと考えておりますが、独自減免については、本年度策定予定の第5期介護保険事業計画において検討を行う課題と認識しております。

- ②国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。

【回 答】

適正な保険料徴収のためには特別徴収は不可欠であると考えております。なお、国庫負担の引き上げについては、北摂ブロックとして市長会などを通じて要望しております。

- ③介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。

【回 答】

介護給付費準備基金については、次期介護保険事業計画において取り崩すこととなるため、被保険者に還元されるものと考えております。

- ④入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホ

ームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回 答】

施設整備については、介護保険事業計画に基づき事務を進めております。

介護保険事業計画策定時にアンケート調査を実施し、必要数算出の参考としております。

⑤国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

【回 答】

国・府及び他市町村の動向をふまえて対応してまいります。

⑥介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

【回 答】

介護サービス利用料の負担が増大しないよう、北摂ブロックとして市長会などを通じて要望しております。

⑦不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回 答】

基本的には、法令通知、大阪府Q & Aに沿った適用を行っておりますが、独自の判断が必要な場合には、適切な判断のもと事務を行っております。

⑧「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

【回 答】

広域連携での受け入れを含め、必要な権限につきましては移譲を受けるべきものと考えております。

⑨「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定あたりは、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

【回 答】

介護保険事業計画において、町域全体をひとつの日常生活圏域として位置付けており、計画策定時にはアンケート調査結果を踏まえ公募委員を含めた審議会で審議いただく予定です。

- ⑩状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

【回答】

要介護認定につきましては、適正に行っております。

4. 生活保護について

- ①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

【回答】

本町におきましては、国の示す標準数のケースワーカーを配置するとともに、非常勤職員ではございますが、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を保有している方を専任で生活保護相談支援員として配置しており、面接相談や就労支援など実施体制の整備に努めております。また、昨年 4 月からは、専任の査察指導員を配置し、事務の適正な実施に努めております。

- ②申請権を保障するために自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。さらに申請時に「助言指導書」などは出さないこと。

【回答】

現在、本町におきましては、生活保護の「しおり」（一部改正済み）を作成し、生活保護の相談時から活用しております。今後におきましても、改善を加えながらより良い「しおり」の作成に努めてまいりたいと考えております。また、「しおり」とは別に、生活保護制度について記載したチラシをパンフレットスタンドに設置しております。

- ③通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

【回答】

移送費については、同通知に基づき、ケースワークの中で必要に応じて周知を行っております。

- ④「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」としての「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回答】

本町の福祉事務所においては、医療扶助に対しては、「医療券」方式をとっており、現在、「医療証」の発行はいたしておりません。今後、他市の状況も鑑み、「医療証」のメリット、デメリット等を勘案した上で検討いたします。

⑤自動車の保有がなければ生活及び仕事ができない場合は保有を認めること。

【回 答】

個々のケースワークの中で、生活実態等を十分勘案した上で、個々に判断しております。

⑥実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事のを確保すること。

【回 答】

被保護者の就労指導にあたっては、本人の希望や健康状態、適性等を総合的に勘案しながら、ハローワーク等関係機関と連携して実施しており、今後も個々のケースワークの中で、きめ細やかな指導を行ってまいります。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回 答】

島本町乳幼児医療助成制度におきましては、入通院ともに対象年齢を就学前児童としており、就学前児童の入院及び4歳未満児童の通院については児童手当の所得制限を準用しております。また、所得制限額につきましては平成18年4月1日の児童手当の法改正に伴い、引き上げを行ったところであります。

なお、就学前児童の入院及び3歳未満児童の通院につきましては、大阪府の補助対象事業となっており、3歳以上で就学前までの児童の通院につきましては、本町の単独事業となっております。また、大阪府の補助対象事業につきましては、平成18年度から補助率が2/3から1/2に引き下げられ、本町においても財政運営上厳しいものとなっております。

しかしながら、本制度の重要性を踏まえ、継続実施できるよう努力すると共に、大阪府への補助対象年齢の引き上げの要望も含め検討してまいりたいと考えております。

②全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

【回 答】

妊婦健康診査については、本年4月より公費負担回数を14回、一人当たり公費負担額を52,660円とし、昨年度より増額して拡充を図っております。

妊婦健診にかかる公費負担の拡充については、市町村格差を解消し、すべての妊婦が安心して妊娠出産ができる制度として安定的な財源の確保ができるよう、長期的な補助制度の確立について、国・府に要望してまいります。

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

【回 答】

近隣他市町の動向を注視するとともに、町の財政状況を踏まえながら、事務を進めてまいります。また、補助単価の拡充が図られるよう国・府へ要望して

まいります。手続きにつきましては、年間を通じて教育委員会事務局にて行っております。第1回支給月につきましては、資料となる前年の所得証明等が6月以降に決定されることから、支給につきましては6月以降となりますが、できるだけ早く支給ができるよう努力してまいります。

④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

【回 答】

現在、大阪府において中学校給食導入促進事業補助制度の概要（素案）が示されておりますが、中学校給食導入後のランニングコスト等を含めて検討する必要がありますので、今後、十分に検討してまいります。

⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

【回 答】

子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチンについては、本年度から、国事業を活用して、ワクチンの一部公費負担を実施しており、生活保護世帯については、無料で予防接種を行っております。本予防接種は、現時点では任意の予防接種の位置づけとなっており、町単独で予防接種のワクチンに対して全額公費負担を行うことは、財政的側面から困難であると認識しております。新型インフルエンザワクチンについては、現在、国において予防接種法の改正が予定されていること、及び今冬のインフルエンザワクチンに新型インフルエンザが対応したものとなることから、国の動向を注視しつつ検討してまいります。

⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するため、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。

【回 答】

子どもに関する施策は随時、必要に応じ広報、ホームページ、個人通知等でご案内しています。また、本町の子ども施策について取りまとめた冊子「子育て支援事業のご案内」を作成し、新生児の全戸訪問時等に配布し、全保護者に対して周知を図っております。

6. 障害者施策について

① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

【回 答】

障害福祉サービスの支給決定については、障害担当ケースワーカーが、障害者一人ひとりの生活実態や障害の状態を面接等にて詳細に調査した上で、支給決定しており、一律のガイドラインは作成しておりません。今後も、個々の障害特性や状況に応じてきめ細やかな支援が行われるよう、適切に支給量決定事務を行ってまいります。

- ② 大阪府の重度障害者医療助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見なおされたとしても、市町村において制度の維持・拡充を図ること。

【回 答】

大阪府の重度障害者医療助成制度については、引き続き制度の維持や拡充について大阪府に要望するとともに、都道府県や市町村による格差のない国の制度となるよう要望してまいります。

- ③指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府から受けるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備ができない状況であれば受託はせずに拒否すること。

【回 答】

現時点において、大阪府から指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を受ける予定はございません。